

令和5年度第2回鎌ケ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会 会議録

- 1 日 時：令和5年11月2日（木）14時30分～15時40分
- 2 場 所：鎌ケ谷市役所本庁舎地下 団体研修室
- 3 出席者：徳田訓康会長、尾辻亨副会長、奥山浩一委員、高橋成秀委員、田中由佳委員、田中誠次委員、矢崎博一委員
- 4 欠席者：赤畑徹委員、杉山宏之委員、加藤俊和委員
- 5 事務局：根岸高齢者支援課長、谷口課長補佐(事)地域包括支援係長、栗田介護保険係長、竹山主査補
- 6 関係者：株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 富山研究員、國分研究員
- 7 公開・非公開の区分：公開
- 8 傍聴者：1名
- 9 議 題：(1) 副会長の選出について
(2) 第9期鎌ケ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のパブリックコメント案について
(3) その他

(事務局) 定刻となりましたので、鎌ケ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会令和5年度第2回会議を開催します。

本日はお忙しい中、会議にご出席いただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、この度規則改正を行いまして、委員の任期を来年の令和6年10月31日までに延長いたしましたので委嘱状を交付いたします。

(委嘱状交付)

(事務局) なお、鎌ケ谷市医師会 赤畑徹委員、船橋薬剤師会 杉山宏之委員、鎌ケ谷市民生委員児童委員協議会、加藤俊和委員におかれましては、本日欠席となっておりますので、後日、委嘱状を交付させていただきます。

続きまして、徳田会長より一言ご挨拶をいただきます。

(会長) 本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
会議の進行につきましてご協力のほどよろしく願いをいたします。

(事務局) それでは、これからの議事の進行は徳田会長にお願いいたします。

(会長) それでは議事を進めます。
本会議は鎌ヶ谷市介護保険条例施行規則第8条第7項の規定により過半数の委員の出席が必要ですが、ただいまの出席委員は7名です。定足数に達していますので会議を進めさせていただきます。
本日の傍聴希望者はおりますでしょうか。

(事務局) 傍聴希望者が1名おります。

(会長) 傍聴希望者の入室を認めます。次に事務局より本日の資料の確認をお願いします。

(事務局) 事前にお送りいたしました第9期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画素案のほかに、席次表を配付しております。
なお、事前にお送りしておりました会議次第ですが、議案に副会長の選任についての追加がございますので、本日、会議次第を追加で配付しております。

(会長) それでは先に本会議の議事録署名人の選出を行います。
事務局の案はありますでしょうか。

(事務局) 今回の会議録署名人は、田中由佳委員と田中誠次委員にお願いしたいと思っております。

(会長) 田中由佳委員と田中誠次委員よろしく申し上げます。
それでは、議題1副会長の選出について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 議題1副会長の選出についてですが、副会長は、以前鎌ヶ谷市自治会連合協議会の大久保前委員が務めておりました。
前回の会議で、鎌ヶ谷市自治会連合協議会の委員変更があった際に、本来であれば、その場で副会長の選出を行う必要がございました。
現在、副会長が空席となっておりますので、今回の会議で、副会長の選出をお願いしたいと思います。

なお、選出方法は鎌ヶ谷市介護保険条例施行規則第8条第6項により、会長からの指名となっております。
説明は以上です。

(会長) ただいま事務局から説明がありました副会長の選出について、私から指名させていただきたいと思います。
副会長は、鎌ヶ谷市自治会連合協議会の尾辻委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員から異議なしの意見あり)

(会長) 尾辻副会長よろしくお願いをいたします。
次に、議題2第9期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のパブリックコメント案について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 議題2第9期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画のパブリックコメント案について、事務局から説明します。

なお、ご質問ご意見につきましては、事務局から説明を一通りした後にお伺いします。

8月29日に行いました第1回会議におきまして、骨子案を提示させていただきました。

そのあと、計画を実現するための施策やサービスの見込み量、施設整備計画等の具体的な内容を肉付けしたものが、今回の素案となっております。

素案の内容を説明する前に、今回の素案に盛り込まれていないものを説明いたします。

未作成のものは、市長あいさつ、介護保険料の設定、給付量の見込みなどがございます。

まず、保険料の設定についてですが、国から年内を目安に第9期保険料の方針が示される予定となっております。方針を受けてから、年明け頃から設定作業を行い、次回の第3回会議において提示する予定です。

また、給付量の見込みにつきましても、年明け頃にまとまる予定となっておりますので、同じく第3回会議で提示させていただきます。

それでは続きまして、素案の内容を説明いたします。

まず、計画全体について説明いたします。表紙をご覧ください。

中央に目指す姿を載せておりますが、前回会議でご意見のありました、助け合いというフレーズを加えてはどうかとのご意見を踏まえて、支え合いというフレーズを加えまして、住み慣れた地域で支え合い、安心して生き生きと暮らせるまち鎌ヶ谷といたしました。

次に、目次をご覧ください。

前回の第1回協議会では、第1章から第3章までの部分をお示ししておりました。

今回は新たに第4章、施策の展開と、第5章、介護保険事業の効果的な運営を追加したものとなります。

また、目次の下部にあります注釈のとおり、理解の難しい用語につきましては、前回の骨子案では各ページの下部のところに掲載をしておりましたが、より多くの情報をわかりやすくお伝えするため、巻末資料105ページ以降にまとめて、用語解説として掲載をしております。

前回の骨子案でお示ししておりました第1章から第3章部分までについては、前回作成中となっていたもの、例えば、1ページの第一節計画策定の背景と目的などの部分を作り上げております。

素案の中で一部、10月1日時点のものを今後更新すると記載している部分がございます。

まず、4ページと5ページの人口についてです。

こちらについては、素案作成時には間に合いませんでしたが、10月1日時点の鎌ヶ谷市の人口が確定しておりますのでここで報告をいたします。

4ページの令和5年の総人口は109,362人。65歳以上の人口が31,200人ですので、高齢化率は28.5パーセントとなります。

これにより、令和6年以降の推計値につきましても、若干ではございますが変動が生じますので、今後行われるパブリックコメントの前に修正をいたします。

次に7ページと8ページの要支援、要介護認定者数についてです。

こちらについては、令和5年度の数値が確定するのが、年末から年明け頃を見込んでおりますので、次回の2月に行われます第3回協議会までに修正いたします。

3点目は、12ページと13ページの圏域別の施設等の整備状況についてです。

こちらについては、10月時点の数値が確定していない箇所がございますので、パブリックコメントが行われる前に修正作業を行います。

最後に、巻末の資料編の説明をいたします。

105ページから、用語解説と、本協議会の根拠法令、そして、本協議会委員の名簿を記載しております。

最後の109ページの下部に書いてありますが、今後、第9期計画策定の経過と今後行われますパブリックコメントの実施結果を記載する予定でございます。

全体の説明につきましては以上ですが、まだ見開きや空白の箇所が幾つか残っております。

この部分につきましては、ページ数がある程度確定した後、写真や

制度紹介のコラム等を掲載しようと考えております。

次に第4章の説明を行います。

40ページと41ページをご覧ください。

まず、40ページに目指す姿、4つの基本目標、11の施策があります。

41ページからの第4章の施策の展開について、まず見方ですが、目指す姿は、施策の柱の推進を通して実現する地域や高齢者等の姿に関する目標を記載しています。

その下の成果指標は目指す姿の達成状況を評価するための指標を位置付けています。

アンケート結果や、統計をもとに設定しており、その根拠を調査種別で示しています。

調査種別の説明については、14ページを参照してください。

その下の取組内容は、目指す姿や成果指標の達成に向けて実施する取組の方向性について記載しています。

その下の第8期計画の状況は、目指す姿や成果指標、取組の内容の検討するため、第8期計画の課題や進捗状況について記載しています。

また、表中では、第8期計画に位置付けた、指標の実績値及び目標値を記載しています。

その下の取組指標は、目指す姿や成果、指標の達成に向けて、第9期計画期間中に重点的に向上や維持等を目指す項目を記載しています。

その下の個別施策は位置づける具体的な施策の内容及び取組について記載しています。

42ページをご覧ください。

まず、基本目標1、地域包括ケアシステムの深化・推進で、施策の柱1、在宅医療介護連携の推進について説明します。

目指す姿は、住み慣れた地域で在宅療養ができる環境となっております。

成果指標として、これらから介護を受ける場所として、在宅を希望する人の割合と訪問診療ができる医療機関の認知度を挙げております。

取組指標は、専門職種間での会議、研修会の開催件数と、地域ケア個別会議における医療従事者の参加の割合を挙げております。

続きまして、46ページをご覧ください。

施策の柱2、認知症施策の推進で、目指す姿は、認知症の人が尊厳を持ち、住み慣れた地域で自分らしく相互に支えながら、共生する社会を推進します。

成果指標として、認知症に関連する施策について「知らないものはない」の割合と、認知症自立度Ⅱ以上における「施設等への入所を検討中・申請済み」の割合を挙げています。

取組指標は、認知症サポーター養成講座受講者数、認知症カフェ（オレンジカフェ）の利用者数を挙げています。

50ページをご覧ください。

施策の柱3、介護予防・日常生活支援総合事業の実施で、目指す姿は、地域のニーズに応じて多様な資源を活用しながら支えあう仕組みの整理促進を図りますです。

成果指標として、通所型サービスCの実施人数と、隣近所で困っている世帯に対し、「ちょっとした買い物を手助けできる」割合を挙げております。

取組指標は、市独自サービス事業者数と、入門的研修の修了人数を挙げております。

52ページをご覧ください。

施策の柱4、地域包括支援センターの機能強化で、目指す姿は、地域包括支援センターが、高齢者の窓口として市民に認知されるとともに、機能強化を図りますです。

成果指標として、何かあったときに相談する相手として「地域包括支援センター・役所」と答えた割合と、地域包括支援センターの認知度を挙げております。

取組指標は、地域包括支援センターの総合件数（基幹型も含む）と、地域ケア推進会議の開催回数、そして地域包括支援センターの設置数を挙げております。

54ページをご覧ください。

基本目標2、活力ある高齢者の活動支援、施策の柱5、健康づくりの充実と推進です。

目指す姿は、地域の中で、日常的に市民・団体、行政が連携し、気軽に運動ができる健康づくりの場を創出しますです。

成果指標として、運動機能リスク「リスクあり」の割合と、閉じこもりリスク「リスクあり」の割合を挙げています。

取組指標は、介護予防体操、認知症予防等の実施場所数と、健康づくり・介護予防ボランティアの活動人数を挙げております。

56ページをご覧ください。

施策の柱6、社会参加、生きがいづくり促進で、目指す姿は、地域コミュニティの形成や社会貢献活動、地域福祉の推進を担う人を育成し、生きがいづくりを推進しますです。

成果指標として、生きがいがある人の割合と、「活動メンバーの不足・高齢化・負担増」が運営上の課題だと答えた団体（高齢者活動に携わっている団体）の割合を挙げております。

取組指標は、社会福祉センターの利用者満足度（満足、やや満足を選んだ方の割合）と、シルバー人材センター会員数を挙げております。

58ページをご覧ください。

基本目標3、高齢者安心して暮らせる環境の整備、施策の柱7、日常生活を支援する体制の整備で、目指す姿は、高齢者の暮らしを助ける住民主体のサービスや官民サービスの充実を図り、日常生活を支援

しますです。

成果指標として、「聴力の低下により、会話をする上で不自由を感じている」割合と、生活課題を把握している団体（高齢者福祉に携わっている団体）の割合を挙げております。

取組指標は、生活支援体制整備事業におけるコーディネーター相談回数と、補聴器購入費の助成件数を挙げております。

62ページをご覧ください。

施策の柱8、権利擁護の推進で、目指す姿は、財産管理や必要なサービスを受けられるよう、成年後見制度の普及を図るとともに、高齢者虐待の防止・早期支援を行いますです。

成果指標として、成年後見制度の認知度（内容まで知っているの割合）と、市民後見人養成講座受講者数を挙げております。

取組指標は、虐待に関する普及啓発の活動の実施回数と、成年後見制度利用促進に関する相談会・説明会等への参加数を挙げております。

64ページをご覧ください。

基本目標4、介護保険事業の適正な運営、施策の柱9、介護保険サービスの適正な利用と制度の円滑な推進で、目指す姿は、最新の介護保険情報の見える化を進めることで、適正な介護サービスの利用を促進するとともに、利用者が適切に介護サービスを選べるようにしますです。

成果指標として、介護保険に関する情報を「得たいが、十分に得られていない」割合と、介護保険料収納率（現年＋滞納繰越）の割合を挙げております。

取組指標は、介護保険パンフレット発行部数とケアプラン点検数を挙げております。

66ページをご覧ください。

施策の柱10、介護人材の確保・育成・定着で、目指す姿は、高齢者やその家族が安心して介護サービスが利用できる介護人材の育成を行いますです。

成果指標として、入所施設での生活について満足している人の割合、介護事業所からの事故報告書提出件数を挙げております。

取組指標は、運営指導を実施した事業所数と、介護職員研修受講費用の助成人数を挙げております。

最後に、68ページをご覧ください。

施策の柱11、介護保険サービスの充実で、目指す姿は、地域住民のニーズを反映した適切な介護保険サービスの提供を行いますです。

第4章の説明は以上です。

次に、第5章について説明させていただきます。

まず目次をご覧ください。

第5章、介護保険事業の効果的な運営については、5つの節からなっておりまして、第1節のサービスの種類と実績、見込量、施設整備

計画については、サービス利用人数の実績や、見込量に加えて、施設整備計画、第2節の地域支援事業の推進については、地域支援事業の内容と、利用人数等の実績及び見込量を記載しております。

第3節の給付費及び地域支援事業費の推計といたしまして、事業費の推計を記載しております。第4節の介護保険料の設定については、介護保険料の財政的な仕組み及び介護保険料の設定について記載しております。

最後に第5節の、介護給付適正化事業につきましましては、適正化事業の内容について、大まかに3つに分かれるような形となっております。

第3節の給付費及び地域支援事業費の推計と、第4節の介護保険料につきましましては、先に申し上げたとおり現在未確定となっております。未確定の状態、パブリックコメントを実施し、年明け頃に推計作業や、国の方針等を確認後計画に反映するような流れとなります。

続きまして、それぞれの節の内容を説明いたします。

70ページ、71ページをご覧ください。第1節では、ページの左側にあるとおり、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、市特別給付サービスの4つの区分に分けまして、それぞれのサービスの利用人数や利用回数など令和3、4年度の実績値や、令和5年度の見込み値、そして令和6年度以降の推計値を記載しております。

続きまして89ページからは、第2節の地域支援事業の内容になりまして、介護予防生活支援サービス事業、一般介護予防事業、地域包括支援センターの運営等々といった種類に分かれまして、それぞれ利用人数や利用回数の実績、令和5年度の見込み値、さらに令和6年度以降の推計値を記載しています。

現在記載されている令和5年度の見込み値につきましましては、今年5月月報までの算出となっております。今後、最新の数値による推計値を反映させていきますので、現時点では参考値としてご覧ください。

続きまして、施設の整備計画を説明します。まず79ページをご覧ください。

79ページの13番、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護です。こちらは、いわゆる介護付有料老人ホームの整備計画となりますが、整備計画の考え方は、入所者数の増加及び既存施設における増床が見込まれることから、60人の増加を見込んでおります。

続きまして、81ページをご覧ください。

81ページの3番、地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）です。

整備計画の考え方は、市内に所在する通所介護事業所のうち小規模な通所介護事業所について、利用者数は増加していることから、増加を見込み、事業所から申請があった場合には、適正な審査により新規指定を行ってまいります。現在、建設計画があるわけではございませ

んが、通所介護事業所が年々増加傾向にございますので、10人以下の通所介護事業所が、年1か所増加することを想定しまして、3年間で3か所30人の増加を見込んでおります。

続きまして86ページをご覧ください。

86ページの1番、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）です。整備計画の考え方は、第8期計画期間中に公募選考を行い、整備を継続している100床の新規整備を見込んでおります。

続きまして99ページからの第3節給付費及び地域支援事業費の推計です。

ここは、給付費を推計する部分ですが、確定する前ですので未確定と表記しております。

続きまして100ページからの第4節介護保険料の設定です。介護保険財政の仕組みにおきましても、年末頃に国から方針が示される予定となっておりますので、未確定と表記しております。

また、102ページの介護保険料の設定につきましても、現段階では介護サービスの給付費等が定まっておらず、国の方針等も年末頃になるため、未確定と表記しております。

ここで、介護保険料の段階設定の考え方を説明させていただきます。被保険者の費用負担能力に応じて、きめ細やかな保険料負担段階を設定した現行の16段階を第9期計画でも継続する予定でおります。

また、低所得者の対策といたしましては、第1段階、第2段階、第3段階に該当する方は、標準の割合から引き下げが行われております。参考として、第8期計画における所得段階の保険料一覧の方を載せさせていただいておりますが、一部低所得者対策として変更している部分がございます。

第1段階の基準額については、国の標準が0.5になっております。これに対し、策定時には、0.45という設定をさせていただきましたが、現在は制度改正により0.25まで引き下げております。

第2段階では、国の標準が0.75のところ、策定時0.6で現在は0.35まで引き下げ、第3段階では、国の標準がこちら0.75のところを、策定時0.7で現在は0.65まで引き下げており、低所得者の保険料の軽減を行っている状況です。

続きまして、第5節の介護保険給付適正化事業は、主要3事業がございまして、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修等の点検・福祉用具の購入・貸与調査、縦覧点検、医療情報との突合の3事業を中心に、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

(会長) ただいま説明についてご質問ご意見がありましたらお願いします。まず事前に事務局より送付のあった事前質問、意見票について、事務局より報告と回答をお願いします。

(事務局)

資料送付時に同封しました事前質問、意見票でいただきました内容の報告を行います。徳田会長と矢崎委員の2名から事前に質問等がございました。

まず、徳田会長からの質問についてです。59ページをご覧ください。

3-7-1生活支援について主な取組の上から3番目、買物支援の実施について、具体的な取組内容を教えていただきたいという質問をいただいております。

これについて事務局から回答させていただきます。

市の広報、ホームページ等でご案内しているところですが、先月26日から民間の事業者による移動販売を始めさせていただいているところです。

移動販売の主な概要について説明いたします。

始めるきっかけとなりましたのが、高齢化により健康状態や徒歩圏にスーパーや商店が無いなどの生活環境から日常の買物に対する不便さを感じているという声も増えてきており、これらの問題を解消するために、買物に支障を感じている高齢者等のお宅へ、移動スーパー「とくし丸」の車両が、決められた販売ルートを週に1~2回訪問し、東武ストア鎌ヶ谷店の商品(生鮮食品、惣菜、加工食品、パン、日用品等)を直接見て、選んで買物をしていただくものです。

販売対象地区といたしまして、北総線の南側と東武アーバンパークラインの西側と市内の一部となります。(中沢、東中沢、中沢新町、道野辺、道野辺中央、西道野辺、馬込沢、初富本町の一部、北中沢の一部、富岡の一部、東道野辺の一部)

また、買物の他にも、買物の際に、ご近所の方々とのコミュニケーションが生まれ、見守り協定を締結し、高齢者等の見守り活動も行います。

次に、販売場所につきましては、原則として、ご依頼のあった個人宅を訪問することになっておりますが、要望があればマンション等の集合住宅にも拡大していくと事業者の確認をとっておりますが、限られた人員での対応となりますことから、難しい側面もあると伺っております。その点は臨機応変に対応していただけるというふうな形で確認はとっております。

徳田会長からの質問に対する説明は以上です。

続きまして、矢崎委員よりいただきました質問について説明させていただきます。

まず、42ページ、43ページをご覧ください。

施策の柱1、在宅医療介護連携の推進で、在宅高齢者が増加する中で訪問診療は関心の高い項目です。上段の取組指標、指標項目となっている地域ケア個別会議における医療従事者の参加割合を、訪問診療

ができる医療機関数に変更できないでしょうか。これがまず1番目の質問になります。

続きまして、53ページをご覧ください。

52ページ、53ページが、施策の柱4地域包括支援センターの機能強化について、地域包括支援センターについては、前回の協議会でも質問させていただき、高齢者支援課長から、可能な限り第9期計画で増設を位置付けていきたいと答弁をいただきました。取組指標の目標値が4か所となっています。現在、鎌ヶ谷市の東半分には地域包括支援センターがない現状から、北部、中央東、東部地区のうち、1か所に増設すると理解してよろしいでしょうか。

こちらが2点目の質問になります。

続いて、57ページをご覧ください。

施策の柱6、社会参加、生きがいつくりの促進の、シルバー人材センターは高齢者の生きがいつくりに大きな役割を果たしていますが、会員数の増加が課題と聞いています。

こちらも取組指標で、シルバー人材センターの会員数の目標値について高い目標値となっていますが根拠はあるのでしょうか。

こちらが3点目の質問になります。

この3点の質問について、事務局から回答させていただきます。

1点目の在宅医療の取組についてですが、市としても訪問診療ができる医療機関が増えることは重要なことと認識しております。現在訪問診療ができる市内医療機関は、現在7か所でございます。

しかし、市が取組として医療機関を直接増やすことはできませんので、関係機関にご意見を伝えていきたいと思っております。

医療介護連携推進について、44ページが一番下に、医療介護関係者への研修がありまして、鎌ヶ谷市で訪問診療についての研修会等を行っておりますので、引き続き支援していきたいと思っております。

今回設定した、地域ケア個別会議における医療従事者の参加割合は、地域ケア個別会議に医療従事者の方が参加していただいて重要性を理解してもらえればと思いい、指標といたしました。

続きまして2点目、地域包括支援センターの設置数を1か所増やして4か所にする計画についてですが、現時点で事業者が決まっておりますので、今後公募型プロポーザルによる選考を予定しております。

選考時の仕様書の中で、そのエリアの部分をしっかりとうたい込んで、6つの日常生活圏域に、バランスよく配置できるよう対応していきたいと考えております。

最後に3点目のシルバー人材センターの会員数の増加の根拠についてですが、シルバー人材センターが定めている令和4年度から令和6年度の第三次基本計画がありまして、その中の数字である685人を採用しております。

しかしながら、シルバー人材センターの会員数はここ近年横ばい状

態となっているのが現状です。

その点で、事務局からシルバー人材センターに確認したところ、女性会員の割合がまだ低いということで、そちらの増強をまず考えていることと、そして会員数が横ばいとなっている背景として、社会情勢で、高齢者70歳ぐらいまでの就労者数が増えておりますので、なかなか会員数に結びつかないところが推察されるとのことでした。

事前にいただいておりますご質問ご意見に対する回答は以上です。

(会長) それでは他にご質問ご意見はありますでしょうか。まず私からよろしいでしょうか。本日の新聞に、介護保険料の厚生労働省案が発表されていましたが、鎌ヶ谷市の現在の基準額を教えてくださいませんか。

(事務局) 第8期計画におきましては、鎌ヶ谷市の基準額が月5,500円、年間で66,000円となっています。段階は先ほど説明したとおり16段階で対応しております。

(委員) 100ページにあります調整交付金の財源はどこですか。

(事務局) 100ページにあります居宅給付費の財源構成の円グラフをご覧ください。

それぞれの費用負担の割合が書いておまして、第1号被保険者が23パーセント、第2号被保険者が27パーセント、市が12.5パーセント、県も12.5パーセント、国が20パーセントと調整交付金5パーセントの両方となります。

ただ、国の20パーセントは確定しておりますが、調整交付金については、前期高齢者や後期高齢者の割合等によりまして、年によって交付率が変動する仕組みとなっています。

(副会長) 59ページの3-7-1の生活の支援が大事になってくると思いますが、先ほど買物支援の話がありました。紙おむつの給付はどのように市民へ周知されておりますでしょうか。

(事務局) 高齢者の福祉というタイトルのチラシと、ケアマネジャーへサービスを周知しております。また、ホームページでも周知しております。

(副会長) 高齢者はホームページを見るのがなかなかできません。広報には載せていますでしょうか。

(事務局) 敬老の日がある9月の広報に高齢者向けのサービスとして載せております。

(委員) タイトルに地域で支え合いという言葉が付け加わって、また、指標の中にちょっとした買い物を手助けできる割合という具体的な表現もあって素敵だなと思いました。

60ページの高齢者が安心して暮らせる環境の整備で、3-7-4災害時の支援、感染症対策で、日頃から介護事業所と連携し災害と感染症に対する備えの支援を行っていきますとありますが、第8期での具体的な取組を教えてください。

(事務局) 介護事業所における市と介護事業所における感染症対策等の取組といたしましては、令和3年4月から各事業所に、事業継続計画の感染症バージョンを策定し、訓練、検証することが義務付けられておりまして、それが令和6年3月31日までの経過措置ということで、現在各事業所で作成しているところです。それを市が介護事業所への運営指導の中で、進捗状況の確認やどのように作成していくか相談に乗るなどの形で支援しております。

(委員) 策定はどの程度まで進んでいますでしょうか。

(事務局) 割合までは把握しておりませんが、半数以上は未策定ではないかと思います。国から様式等は示されておりますので、市からも引き続き支援していきたいと思います。

(委員) 第8期計画では評価指標という表現だったかと思いますが、今回は取組指標となっています。これはどのような意図があるのでしょうか。分かりやすくという意図でしょうか。

(委託業者) 分かりやすくというのがありますが、他にもう1点意図がありまして、今回指標としては、取組指標とは別に成果指標も設定しております。例えば42ページと43ページをご覧くださいますと、成果指標は42ページに載っております。

これから介護を受ける場所として在宅を希望する人の割合と訪問診療ができる医療機関の認知度、これらはいずれも市民アンケートから取り入れております。

指標を2種類設けた意図は、成果指標については、取組を行った先に社会がどのように変わっていくか、地域がどのようなものが実現していくか、それを目指す姿として評価するものです。

そのため、成果指標についてはアンケートや統計で、高齢者の皆様から見たときによりよい地域ができているのかを把握するものとして設定させていただきました。

これを進めるための事業が取組指標となります。

取組指標で定めた市の事業を進めていった中で達成されるもの、それが成果指標に繋がっていくということで、指標を2種類設定させていただきました。

(会長) 20ページの2-5社会参加・生きがいつくりについて、近所の人との付き合いがあまりないとか、全くない方が幸福度も健康状態も良くないという結果になっています。それを踏まえて、高齢者が積極的に地域の付き合いの場に参加できるような施策に取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(事務局) 市といたしましても、高齢者の通いの場や憩いの場を増やしているところです。それ以外にも、ボランティアの方で指導してくれる方の育成をしております。

(会長) 社会福祉協議会でも同様の取組を行っていますが、そのような取組が進んでいくと健康寿命が延びていくのではないかと思います。

(副会長) 60ページの、3-7-4災害時支援の中でマニュアルはすでにあるのでしょうか。色々なマニュアルが重なってくると自治会としても対応できないと思います。

(事務局) 災害時の要支援者の関係については、本課も関連はするのですが、社会福祉課で、名簿の作成や民生委員の協力で現地調査を行うなど対応しております。ご指摘のマニュアルの作成は済んでおります。しかしながら、時代の流れなどのいろいろな状況の中で、すでにあるマニュアルの再検証も想定されますので、その点は臨機応変に対応しているところでございます。

(会長) ほかに質問意見がないようでしたら、次の議題3その他といたしまして事務局から説明をお願いします。

(事務局) 今後の予定を説明いたします。
本会議で委員の皆様からいただいた意見をもとに、素案の修正を行った後、市役所内部の会議に諮らせていただきます。
その後、鎌ヶ谷市パブリックコメント実施要綱に基づいて、30日間のパブリックコメントを行います。
また、年末から年明けにかけて、介護保険料の国の方針が示されますので、方針を確認した後、介護保険料の設定等を行わせていただきます。
併せて給付の推計についても、年明けに数値がまとまりますので、

次回の会議までにまとめまして、ご提示させていただきますのでよろしくお願いたします。

また、次回第3回協議会は、来年の令和6年2月上旬を予定しております。

日程については、会長と相談した後に、後日通知させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

(会長) それでは以上で、第2回介護保険運営及びサービス推進協議会を終了いたします。ありがとうございました、

以上、会議の経過を記載し相違ないことを証するため次に署名する。

令和5年11月30日

署名人 田中 由佳 _____

署名人 田中 誠次 _____